

一般社団法人 日本ビーチテニス連盟 定款

第6章 加盟団体

(加盟団体)

第25条 次の各号の一に該当するものは加盟団体とする。

(1) 以下の全国9つに分割した地域のビーチテニスを統轄する団体（地域ビーチテニス連盟）

北海道連盟 北海道全域

東北連盟 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島各県

北信越連盟 新潟、長野、富山、石川、福井各県

関東連盟 東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木、山梨各都県

東海連盟 静岡、岐阜、愛知、三重各県

関西連盟 大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、滋賀各府県

中国連盟 岡山、広島、山口、鳥取、島根各県

四国連盟 香川、徳島、愛媛、高知各県

九州連盟 福岡、熊本、大分、長崎、佐賀、鹿児島、宮崎、沖縄各県

(2) 各都道府県におけるビーチテニスを統轄する団体（都道府県ビーチテニス連盟）

2 次の各号の一に該当するものを加盟団体とすることができる。

(1) 大学（校）、高等学校、高等専門学校、中学校等を各々代表する全国学校ビーチテニス団体

(2) 目的別に組織された全国ビーチテニス団体

3 加盟団体となろうとする団体は、理事会の提案に基づき、評議員会において、総評議員の3分の2以上の承認を得て加盟することができる。

4 前項により加盟した団体は、会長宛てに理由を付した脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の各過半数の同意を得て脱退することができる。

5 第3項により新たに加盟したにもかかわらず、加盟団体として不相当と認められた団体は、理事会及び評議員会における、総理事及び総評議員の各過半数の同意により除名される。

6 各加盟団体は、評議員会に対し、評議員候補予定者 1 名を推薦することができる。

7 加盟団体は、この法人が第 4 条の目的を達成するために必要と認めるときは、この法人との間に事業関係を築くことができる。

8 加盟団体は、この法人が第 2 条の目的を達成するために必要と認めるときは、この法人から助成または報奨を受けることができる。

9 この法人から助成を受けた加盟団体は、助成の対象となった事業の報告及び会計報告をこの法人に提出しなければならない。

10 加盟団体は、団体の会則及び役員名簿をこの法人に提出しなければならない。会則及び役員名簿に変更が生じたときは、遅滞なくその旨をこの法人に通知しなければならない。

11 加盟団体は、この法人に対し、理事会が定める加盟費を毎年納入しなければならない。

12 加盟団体は、この法人の責任にかかわると思料される問題が発生したときは、遅滞なくこの法人に報告しなければならない。